

大和市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市深見西三丁目から六丁目までの地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市深見西七丁目及び八丁目地内